

第一種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名 称 アコマ医科工業株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都文京区本郷 2-14-14

主たる機能を
有する事務所
の名称 アコマ医科工業株式会社

許 可 の 令和 7 年11月 1 日から
有効期間 令和12年10月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和 7 年10月23日

農林水産大臣 鈴木 憲和